

## 農業・農村情報整備・活用研究会（第1回） 議事概要

### 【あり方】

- ・GISの目的はつくることではなく使うこと。GISをツールとして位置付け、利用目的を明確化させることが重要。
- ・GISが単なる地図情報と最も異なるポイントは時間軸の概念である。例えば、地図と結びつけて使えるデータが累年的に整備されていれば、時間経過による土地の状況変化等を視覚的に捉えることができるようになる。
- ・GISは導入後いかに定着させていくかが難しい。まずは、GISを業務ツールとして使うための機能を確実に組み込むことが重要だが、業務専用ツールを共有化ツールまで広げるためには、業務機能プラスアルファの活用方法がキーとなる。したがって、「GISを使えば通常業務以外にもこんなことができるようになる」といったような事例を数多く示してやることが重要。
- ・GISがどんな場面で役立つか具体的なイメージを整理することが重要。例えば、ほ場区画、面積や土地改良施設等を書いた白地図を使って色塗りをしながら、農家と話し合いをしていくと、最後には訳が分からなくなる。そういうところで地図の塗り替えが可能なGISの効果が初めて分かることになる。
- ・例えば「担い手づくり」は、分散、零細でやっている農家はいづれ世代交代により農地が要らなくなるから、今までの農業を変えなければならない、という、言わば、農家の心に手をつき込む仕事であり、地図情報があれば出来るという簡単なものではない。つまり、GISを使いこなして業務ができる人材の育成が重要。
- ・人材育成においても、業務ツールとして完成されたものを確実に使いこなせる力をつけることと、自由度の高いツールを汎用的に使いこなせる力をつけることといった2つの観点が重要。
- ・標準化については、データの標準化だけではなく、汎用的に使える標準的なツールを提供することにより、各所における導入コストを一層節約することができる。
- ・情報の共有化は、属性情報全てを共有する必要は必ずしもない。農業委員会、農協、共済組合、土地改良区が必要とし、共有できる情報を基礎的情報と定義し、基礎的情報の共有を進めるべき。
- ・農業委員会、あるいは行政が保有する権利情報は、異動とともに絶えず情報共有する仕組みが必要。権利の更新情報は基礎的情報として、共有を進めるべき。

- ・ 基礎的情報を提供するシステムは、情報の提供を受ける関係機関がうまく使える（上乘せ情報の追加や既存データベースとの連携等）ように、応用の利く汎用的なものとすることが大切。
- ・ 既に空間データを色々な機関が持っているので、共有化して GIS 整備にかかるコストをカットし、その分を空間データと権利データとの突き合わせに振り向けることも重要
- ・ GIS を導入する場合は、導入とランニングコストあるいはメンテナンスを一体的に考えることが重要。

#### 【具体的な取り組み：個人情報対策】

- ・ 個人情報の問題は、農家からデータをもらう際に、該当データの共有化に同意する旨の一筆を取る等、農家の承諾を得る方法を工夫すれば良いのであって、基本論として、クリアするには大きな問題ではないと考える。
- ・ 水土里情報利活用促進事業の実施において、維持管理費に並ぶもう一つの問題は、個人情報保護。作付情報、営農情報は個人情報に当たらないが、所有者情報、耕作者情報は個人情報に当たる。本人の承諾を得ることができればよいが、具体的な手続きが見えてこない。
- ・ 情報の共有化について、市町村でも他部局との間で 50 %しか共有が出来ていないという状況に注目すべき。相続や転用による権利の移動は農業委員会では把握出来ないので、固定資産台帳等と突合するよう推進を図っているが、市町村の個人情報保護条例との関係で、突合できない市町村もある。市町村などの行政が情報提供しやすい形での条件整備が必要。

#### 【具体的な取り組み：標準化、品質確保】

- ・ 空間データは、一筆単位の権利データにリンク付けができるものでなければ使い物にならない。
- ・ 資料 3 では、空間データの整備対象が果樹園までとなっているが、ニーズはあるのだろうか。柑橘類の山は衛星写真をとってもわからないので、全部手書きで色塗りしてやっている。どの地目までデータ整備の対象となるのか整理すべき。

#### 【水土里情報利活用促進事業】

- ・ 水土里情報利活用促進事業は、5 ヶ年で非常に大きな予算により空間データ整備を進めることから、目標をどこに置くかが重要。
- ・ 現在、手作業でやっている共済事務の一部をGISに置き換えることができる等、水土里情報利活用促進事業に参加するメリットはあると考えている。  
よって、水土里情報利活用促進事業の具体的な内容を整理し、多くの団体や組織で活用されるものを作って頂きたい。その意味で、今回、事務局から紹介のあった栗山町、川西町等の事例をよく勉強すべき。
- ・ 既に数百の農業委員会で農地地図情報の整備を行っている。水土里情報利活用促進事業では全国的な空間データの整備が行われるが、既存の地図情報の扱い等、課題の整理が必要。

#### 【課題：メンテナンス】

- ・ 水土里情報利活用促進事業の実施において、維持管理費が一番の問題となっている。  
さらに地方財政が厳しく、市町村の中には負担金を取る協議会には参加できないとの意向を持つところがあり、利用料金の負担をいただく形態を検討中。

#### 【その他】

- ・ 農業振興地域では 1/2,500 レベルの空間データが約 8 割整備されているとのことだが、現場では、市町村から白地図を買ってきて人件費の安い外国に委託して、地図情報を整備している実情。8 割まで整備されているのは意外であり内容を教えていただきたい。
- ・ 研究会では理想を追求するだけでなく、営農現場の実情を踏まえ、現場の役に立つ範囲で検討を行うべき。